

Title	中国における国から財政的支援を受けて創出された知的財産権の権利帰属に関する諸問題
Author(s)	古谷, 真帆
Citation	年次学術大会講演要旨集, 26: 761-764
Issue Date	2011-10-15
Type	Conference Paper
Text version	publisher
URL	http://hdl.handle.net/10119/10227
Rights	本著作物は研究・技術計画学会の許可のもとに掲載するものです。This material is posted here with permission of the Japan Society for Science Policy and Research Management.
Description	一般講演要旨

2H25

中国における国から財政的支援を受けて創出された知的財産権の権利帰属に関する諸問題

○古谷真帆（東大）

はじめに

中国における国家による財政的支援を受け創出された特許権の権利帰属の問題は、2007年に科学技術進歩法（以下「科技法」と表記することもある。）が改正されたことにより、特別な場合を除いて「研究機関」がその権利を取得するということで明確になったと考えられている。それを明確にした科学技術進歩法20条は、米国バイ・ドール法を参照して、立法が行われたとされているが、果たして米国のバイ・ドール法の内容と同様であると考えてよいのであろうか。計画経済の時代を経て、改革開放により市場経済の転換をはかった中国であるが、社会主義市場経済という中国的概念があらわすように、中国独特の経済環境、社会環境により科学技術進歩法が運用されていくであろう。

「国家中長期科学技術発展計画（2006－2020年）」が公表された2006年ごろより、中国では、「自主イノベーション」の創出が、国家スローガンとして掲げられてきた。自主イノベーションの創出の目的或いは手段として、「自主知的財産権」の獲得が謳われており、その創出及び活用をどのように実現していくかが重要であることはいうまでもない。このような国益重視の政策が、科学技術分野の基本法になるであろう科学技術進歩法、そして、その後の関連規則に如何に反映されていくのかについても、大変興味深い。本稿では、政府が財政的援助をし、創出された発明の権利帰属について、その歴史的変遷を概観しながら、科学技術進歩法20条及びその関連規則について紹介し、中国版バイ・ドール規定と呼ばれる科学技術進歩法20条について若干の考察を加えたい。

一、関連制度の歴史的沿革

（一）「国家所有」が原則の時期

1984年に旧国家科学技術委員会が公表した「科学技術研究成果管理に関する規定（試行）」ⁱ第7条は、「科学技術成果は国家の重要な財産であり、全国の各関連機関はその必要な科学技術成果を利用することができ、成果を完成した機関は全て、

自己の科学技術成果について、他の機関と交流、推薦（又は譲渡）する義務を有し、又は独占することは絶対許されない。」と規定し、政府が財政援助をし、創出された発明についての「国家所有」を定めている。計画経済から市場経済容認へと揺れ動くこの時代の中国における「所有」、「私有」に対する考え方は、日本のものと同一ではなく、本規定もその点から見れば、当然の確認規定であると言える。

1993年に、科学技術分野について、はじめての基本法的な性格を有する科学技術進歩法が採択されるが、旧法には、政府の財政支援を受けた科研プロジェクトにより創出された知的財産権の権利帰属に関しては規定を設けていなかった。

（二）「契約」によって定める時期

その後、1994年になって、旧国家科学技術委員会は、「国家ハイテク技術研究発展計画知的財産権管理便法（試行）」ⁱⁱにおいて、「863計画プロジェクトの実施にあたっては、国家科学技術委員会部（センター）又は国家科学技術委員会の授權を受けた分野別専門家委員会（グループ）を委託先とし、プロジェクト担当機関を研究開発先として、委託技術開発契約の締結を行い、併せて、契約の中で本規定に基づいて、知的財産権の帰属及び分配に関する約定を行う。」と規定した。

（三）「研究機関（プロジェクト実施機関）所有」が原則の時期

2000年、科学技術部は、「科学技術に関連する知的財産権保護及び管理活動の強化に関する若干意見」ⁱⁱⁱにおいて、「科学技術成果の知的財産権の帰属については、科学技術開発及び成果活用において、各当事者の技術、経済利益関係を調整する重要な柱である。徐々に科学技術成果である知的財産権の帰属政策を調整するためには、重大な国益、国家安全及び社会公共利益を目的とし、科学技術計画プロジェクトとその実施単位が契約の中で明確に規定する以外には、実施単位が当該知的財産権を所有してもよい。」と定めた。その後、2002年には、科学技術部と財政部が共同で、「国家科研計画プロジェクト研究成果である知的財産権の管理に関する若干規定」^{iv}を公表した。本規定は、基本的には2000年の意見を踏襲する形で制定されたが、プロジェクト担当機関が取得した知的財産権から収益をあげることができるとされた。翌2003年には、「国家科学技術計画知的財産権管理活動の強化に関する規定」^vにおいても、プロジェクト実施機関所有の原則が定められた。

二、現行制度

(一) 改正の過程

これまで述べた変遷を経る中で、2003年10月から12月にかけて「科学技術進歩法」の実施状況調査がなされ、その結果を踏まえて改正議案の提出がなされた。改正にあたっては、どのような制度設計を行うことがその財政支出の効果的利用になるのか、様々な意見が出され、最終的には、2007年12月29日の全人代常務委員会第31回会議で採択され、2008年7月1日から施行された。^{vi}

改正科技法は、科学技術政策に関する要の法律であり、その改正点は、企業への優遇税制、経済支援、科学技術資源の利用、人材育成制度等多岐にわたるものであるが、本稿では、国家の財政的支援を受けて創出された特許権の権利帰属に関する改正科技法20条について紹介した上、その解釈及び運用の可能性等について考察する。

(二) 20条の規定内容

現行科学技術進歩法20条（以下では「改正科技法」と表記することもある。）の規定内容は以下の通りである。

1項「財政資金を利用して設立された科学技術基金プロジェクト又は科学技術計画プロジェクトによって形成される特許権、コンピュータソフトウェア著作権、集積回路設計権、植物新品種権については、国の安全、国益又は重要な社会公共利益に関する場合を除き、授權により、プロジェクト実施者が法にもとづいてこれら権利を取得する。」

2項「プロジェクト実施者は、法にもとづき、前項に規定する知的財産権を実施し、同時に保護措置を講じ、実施と保護状況について、プロジェクト管理機関に年次報告を提出しなければならない。プロジェクト実施者が合理的な期間内に当該知的財産権を実施しない場合には、国は無償でこれを実施することができ、又は第三者に有償ないし無償で実施を許諾することができる。」

3項「プロジェクト実施者が法にもとづき取得した本条第一項に規定する知的財産権については、国は、国の安全、国益又は重要な社会公共利益の必要性に応じ、無償でこれを実施することができ、又は第三者に対し有償ないし無償で実施することを許諾することができる。」

4項「プロジェクト実施者は、本条第一項に規定する知的財産権の実施により取得する利益分配について、関連法令にもとづきこれを分配する。法令に規定がない場合は、約定によって分配することができる。」

(三) 改正の主な変更点

(1) 本条の対象となるプロジェクトの範囲

「財政的資金を利用して」設立された科学技術基金プロジェクトまたは科学技術計画プロジェクトであり、この点は、「2003年規則」と同様に、「2002年規則」の要求である“財政的資金支援を主とする”という要件を撤廃した形での規定を置いた。「財政的資金による」又は「財政的支援を主とする」という規定内容とも異なるため、財政資金支援が補完的なものであっても、本法の適用があると解される。

この点は、米国バイ・ドール法において、民間企業が研究資金を全額出資する場合でも、産学連携した大学が連邦資金で購入した研究機材を使うのでバイドール法が適用されるといった事例も紹介されていることからすると、中国においても「科学技術基金プロジェクト」又は「科学技術計画プロジェクト」という限定はあるが、どこまで中国版バイドール規定の適用が広がり得るのかは十分に検討する必要がある。

(2) 本条により権利を取得する主体

「2002年規則」では、本条により権利を取得する主体として、プロジェクト実施単位を規定していたが、改正科技法により、プロジェクト実施者と変更され、従前の大学、研究機関のみならず、個人でも権利を取得できることとなった。

(3) 国の安全、国益及び重大社会公共利益に関するプロジェクトの権利帰属

「2003年規則」6条では、国家安全、国家利益及び重大社会公共利益に関するプロジェクトに関しては、国家が研究成果に関して権利を有することを明確に定めなければならないと規定しているが、改正科技法は、国の安全、国益及び重大社会公共利益に関するプロジェクトに関する権利帰属については定めていない。後で触れる行政規則においては、その権利帰属を国の所有と定めているものもある。

(4) プロジェクト実施機関に付与された特許権についての国の関与

規定では、原則としてプロジェクト実施者

が知的財産権を取得すると規定しているが、改正科技法は、前述の通り、①「プロジェクト実施者が合理的な期限内に当該知的財産権を実施しない場合」（２項）に、②「国の安全、国益又は重要な社会公共利益に関連する場合」（３項）、国は、特許権の無償実施、或いは他の機関に対する有償又は無償実施の許諾をすることができると規定されている。

①のうち、「合理的期間」については、改正の議論の過程では、具体的な年数が定められていたが、知財権の性質等により、実施の準備に要する期間等が異なるため、改正法では、「合理的期間」と規定された。さらに、②の場合の「実施」の内容について、どのようなものが実施に該たるかについて、国家の関与の可能性を画するものでもあり、十分内容を検討していく必要がある。ただ、②ではかなり広範な国の関与が認められる規定になっており、①の規定の重要性は相対的に低くなる可能性もある。

ここで、日中はいずれも米国のバイ・ドール規定を参考にして制定されたとされているが、プロジェクト実施者に対して国家が関与できる方法をみると、中国は、米日の制度と大きく異なる点がある。

つまり、米日は、国家による財政的支援を受け創出された特許権の権利帰属について、１００パーセント受託者ないし研究者が特許権を取得するとして制度設計されており、あくまで、国は、公共利益等の必要性がある場合にも、受託者等が国の要請に基づいて第三者に実施許諾しなくてはならないとされているのに対して、中国では、受託者等の意思によらずに、国家自体が第三者の実施を許諾することができる制度となっている。受託者等と国のいずれもが特許権者であるかのような制度設計になっていることから、その両者の関係の規律がなお不明な点が多い。このことは、プロジェクト実施者が取得した特許権に基づいてライセンス契約を締結している場合等において、上記（一）のような法２０条の規定の適用拡大の可能性とも相まって、より問題が現実化していく可能性がある。

（５）外国企業（日本企業）現地法人への適用可能性

法律の規定上、法２０条の適用について主体資格の範囲を規定してはならず、外国企業であっても除外される趣旨ではないと解される。ただし、前提となる個々のプロジェクト実施規則や

申告条件について、外資系中国現地法人について中国側が支配権を持つ等の制限がある

実務上、外資系中国現地法人の親会社の所在国が国家資金で援助する科学技術プロジェクトにおいて中国資本の企業に公平な政策を採っているかにより、外資系中国現地法人のプロジェクト参加申請の受理が左右されることもあるとされているが、少なくとも、日本の政策上は、日本版バイドールにおいて、実務上、外資系企業を除外することはないとされていることからすると、この点において、日本の企業が不利益を受けることはないと思われる。

（四）科学技術進歩法制定後の動向

—「国家科学技術重大専門プロジェクト知的財産権管理暫定規定」^{vi}について

改正科技法２０条の制定により、政府の財政支援を受けた国家科研プロジェクトの特許権は、原則として、プロジェクト実施機関である研究機関が取得することになった。しかし、一方で、近年、国有特許権の流出を問題視する意見が多く出されるようになっていく。その様な状況の下で、２０１０年、「国家科学技術重大専門プロジェクト知的財産権管理暫定規定」が制定された。科学技術進歩法２０条に関連する規定及びその他重要と考えられる規定に関し、以下簡単に紹介する。

（１）国家科学技術重大専門プロジェクトに係る知的財産権の帰属

「国家科学技術重大専門プロジェクト知的財産権管理暫定規定（以下、「暫定規定」と略する。）」は、プロジェクトに係る知的財産権の帰属について以下の様に定めている。

２２条 重要専門プロジェクトにより発生した知的財産権に関し、その権利帰属については、以下の原則により分配する。

（一）国の安全、国益又は重要な社会公共利益に関連するものは国家に帰属し、プロジェクト責任単位は対価を払わずに、これを使用する権利を有する。

（二）第一項に規定する場合を除いて、授権により、プロジェクト責任単位は法にもとづいて権利を取得し、国は、国の安全、国益又は重要な社会公共利益の必要性により無償実施をする、又は第三者に又は第三者に有償ないし無償で実施を許諾することができる。

２項 プロジェクト任務契約書は、前述の原則により、その創出される知的財産権の帰

属に関し明確な規定を設けなければならない。

(2) プロジェクト実施者が取得した知的財産権の利用

プロジェクト実施者が取得した知的財産権を利用する場合、改正科技法21条は国内実施を奨励しているが、「暫定規定」33条は、国内優先実施、及び第三者にライセンスする場合には、非独占的ライセンスの方法を採ることをプロジェクト実施者に義務付けている。同2項においては、外国の組織又は個人に譲渡、許諾を行う場合等についても、許可制をとっている。また、「暫定規定」23条では、サブプロジェクト又は共同開発により形成された知的財産権の帰属は、同22条の規定にもとづいて決定すると定めている。プロジェクト実施者は、サブプロジェクトや共同開発を行う場合には、国の科研プロジェクトに関する権利について告知しなければならないと規定し、もし、サブプロジェクト又は共同開発に係る契約内容が、国家の保有している権利と衝突した場合、国家が関係の権利を行使することに影響を及ぼさないと定めている。

(3) プロジェクト実施者の義務

改正科技法20条2項では、プロジェクト実施者の知的財産権実施等の知的財産権の管理義務について規定していた。「暫定規定」7条では、それら義務をより具体化し、併せて、義務を履行せずに知的財産権の流出又はその他の損失を生じさせて場合には、プロジェクト実施者の法定代表者及びプロジェクトリーダーは、相応の責任を追及されることが規定された。

むすびにかえて

これまで関連制度の歴史的変革及び現行法における状況等を概観した。米国バイ・ドール法が、世界的に、米国の産学連携を促進し、アメリカ経済に貢献をしたというのは一般的な評価であり、中国もバイ・ドール法にならった立法を目指したことは、日本と同様であると考えられる。しかし、計画経済から社会主義市場経済への転換をはかっている中国においては、国と研究機関、企業等との関係についてはある種特殊なものがないとは言いきれず、改正科技法20条1項の「授權により」という文言からも、一義的な権利は国にあるのではないかと読めるような表現がされている。国の役割が中国らしいと感じるかもしれない

が、一方、バイ・ドール法の生みの親であるアメリカでは、立法から30年あまりが経過した今年に入ってから、最高裁において、バイ・ドール法の解釈を示したStanford v. Roche判決が出されている。判決では、バイ・ドール法が、連邦政府の補助金による発明の権利を自動的にその補助金を付与した団体または企業に与えるものでも、一方的にその発明の権利を取得することを一任するものでもないことを明らかにした。世界経済が混迷する中で、国益を確保することは重要であり、経済活動の一環であるイノベーション体制の中での国のあり方も、時期に応じて、各国の経済・社会状況をふまえて修正をする必要があるだろう。

i 「关于科学技术研究成果管理的规定（试行）」（失效）（84）国科发管字141号、1984年2月22日。

ii 「国家高技术研究发展计划知识产权管理办法（试行）」（失效）国家科委令第18号、1994年2月8日。

iii 「关于加强科技有关的知识产权保护各管理工作的若干意见」（国科发政字[2000]569号）。

iv 「关于国家科研计划项目研究成果知识产权管理的若干规定」（国办发[2002]30号）。

v 「关于加强国家科技计划知识产权管理工作的规定」（国科发政字[2003]94号）。

vi 科学技术进步法の改正経緯の詳細は、ジェトロ北京センター知的財産権部「中国における改正科学技术进步法等のR&D関連法規による研究開発活動への影響の分析調査」（2008年3月31日）参照。

vii 2010年7月1日に公表された「国家科技重大专项知识产权管理暂行规定」参照、具体的な規定内容については、以下のサイトに掲載。

<http://www.most.gov.cn/tztg/201008/W020100816575581407453.pdf>（2011年8月30日確認）